

米子市学校校庭芝生化事業実施要項

1 事業の概要及び効果

本事業は、未来のまちづくりを担う子どもたちが健やかでたくましく育つことを目的として、学校校庭の芝生化を行うものである。

事業の効果として、足への衝撃が少なくケガをしにくい、照り返しが少なく校庭の温度上昇を抑制する等が期待できる。

また、芝生は元々耕作放棄地だった土地で栽培されたものを使用することとし、耕作放棄地対策を図る。

2 実施場所

(1) 令和7年度新規芝生化実施校（以下、「新規芝生化実施校」という。）

- ① 米子市立車尾小学校 米子市車尾二丁目27番1号
5,000平方メートル以内
- ② 米子市立箕蚊屋小学校 米子市下新印204番地2
5,000平方メートル以内

(2) 令和6年度以前芝生化実施校（以下、「芝生化実施済校」という。）

- ① 米子市立成実小学校 米子市奈喜良81番地
5,000平方メートル
- ② 米子市立淀江小学校 米子市淀江町西原244番地2
5,000平方メートル
- ③ 米子市立河崎小学校 米子市河崎2677番地
4,995平方メートル
- ④ 米子市立尚徳小学校 米子市榎原1897番地
4,987平方メートル
- ⑤ 米子市立五千石小学校 米子市諏訪1695番地
4,338平方メートル
- ⑥ 米子市立伯仙小学校 米子市尾高418番地1
4,985平方メートル
- ⑦ 米子市立啓成小学校 米子市博労町四丁目290番地
5,000平方メートル
- ⑧ 米子市立彦名小学校 米子市彦名町4500番地2
5,000平方メートル

3 事業期間

(1) 新規芝生化実施校

契約日から令和8年3月31日まで。

(2) 芝生化実施済校

令和7年5月1日から令和8年3月31日まで。

4 新規芝生化実施校に敷設する芝の種類

- (1) 芝生は、乙が現に米子市内で栽培しているものに加え、令和7年度以降に新たに作付けする場合には、米子市内における元々耕作放棄地だった土地において栽培されたものを使用しなければならない。
- (2) 使用する芝生の種類は、耐久性に優れた西洋芝のティフトンとしなければならない。また、芝生は、生産ほ場において無農薬で栽培されたものを使用しなければならない。

5 委託内容

乙は、次に掲げる業務を行うこと。

(1) 新規芝生化実施校

① 芝生の敷設

ア 校庭に敷設する芝生は、校庭の使用制限期間を可能な限り短くするため、ロール芝を使用することとする。

イ 芝生を敷設してから根が校庭に活着するまでの期間は、芝生が枯れないように十分に散水を行うこと。

② 芝生の維持管理

ア 芝生については、通常時は甲が調達する自走式芝刈機を用いて刈り込みを行うこととするが、芝生の生育が早い時期等は、必要に応じて乙自身により適宜刈り込みを行い、常に校庭を運動等に適した状態にしなければならない。

イ 芝生の根が校庭に活着した以降の散水は、天候及び乾燥状況に応じて適宜調整すること。

ウ 芝生への施肥は、芝生の育成状況に応じて適宜調整すること。

エ 芝生の管理に当たっては農薬を使用してはならない。ただし、病害等による不測の被害が見込まれる場合の対応については、必要に応じ、甲と乙とが協議して定めるものとする。

オ 芝生が剥がれ裸地になるなど補修が必要となった場合には、適宜補修しなければならない。ただし、車両の侵入等の不測の事態により補修が必要となった場合の対応については、必要に応じ、甲と乙とが協議して定めるものとする。

カ 乙の主催で芝生の維持管理をイベントとして行うことができる。この場合において、甲は、広報及び告知について協力するものとする。

③ 芝生化された校庭の活用事業の実施

ア 乙は、芝生化された校庭を活用した、子どもたちの健全育成、地域住民の健康増進等を目的とするスポーツ・健康づくりのための事業を行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により、当該事業を行うことができないことが見込まれる場合の対応については、必要に応じ、甲と乙とが協議して定めるものとする。

イ スポーツ・健康づくりのための事業の対象者は、基本的に芝生化を行う学校の

児童及び地域の住民とするが、それ以外の学校の児童若しくは生徒又は地域の住民の参加も可能とする。

ウ 芝生化された校庭は、従前の学校体育施設開放事業での利用及び地域の住民による憩いの場としての利用も想定されるため、スポーツ・健康づくりのための事業を行う場合には、これらの利用との調整を十分に図らなければならない。

(2) 芝生化実施済校

「5 委託内容」の(1)の②及び③を行うこと。

6 実施基準

乙は、次に定める基準により、委託事業を適正に実施すること。

(1) 基本方針

- ① 乙は、自らの創意工夫を活かし、芝生の敷設及び維持管理並びに芝生化された校庭の活用事業を実施し、利用者の健全育成、健康増進等に資する事業内容としなければならない。また、委託事業の目的を達成することができる限りにおいて、経費面についても最小となるよう効率的に事業を実施しなければならない。
- ② 乙は、校庭が、教育の場であり、地域に開放された公の場としての性格を有するものであることを十分認識し、学校事業の支障とならないよう留意するとともに、校庭の利用者にとって快適な環境を確保しなければならない。
- ③ 乙は、委託事業の趣旨にのっとり、かつ、利用者の健全育成、健康増進等に資するため、魅力ある校庭の活用事業を実施しなければならない。

(2) 実施体制

- ① 乙は、委託事業に従事する人員（以下「事業従事者」という。）を適正に配置し、委託事業の実施に必要な体制を整備すること。
- ② 乙は、委託事業に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、その処理方法について甲と協議しなければならない。
- ③ 乙は、委託事業に関して生じた事業従事者の災害について、全ての責任を負うものとし、理由のいかんを問わず、甲は、何らの責任を負わないものとする。
- ④ 乙は、委託事業の実施に関して別に会計を設け、経理を明確にしておかなければならない。

(3) その他

乙は、学校の施設並びに設備及び学校に備えられた備品（甲又は学校が所有するものに限る。）を、あらかじめ甲の承諾を得た上で、無償で使用する事ができる。なお、乙は、芝生の維持管理のための備品等を学校に備え付けようとする場合は、あらかじめ甲と協議しなければならない。

7. 事業者の参加資格等

(1) 事業者の資格

校庭芝生化事業の事業者となれる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）でなければならない。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等は、事業者となることができない。

- ① 破産手続きの決定を受けて復権を得ない者
- ② 当該法人等における無限責任者、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者がある者
 - ア 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員であった者であって、懲戒免職の処理を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
 - エ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。オ）において同じ。）
 - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

(2) 複数の法人等による応募

校庭芝生化事業の業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等で構成されたグループ（以下、「グループ」という。）として応募することができる。この場合においては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- ① グループの構成員を明確にし、グループの名称及びグループの代表となる法人等を定めること。
- ② 単独に応募した法人等は、別のグループの構成員となることはできない。
- ③ 同一の法人等が複数のグループの構成員となることはできない。

8 参加表明書（兼参加資格審査申請書）等の提出

参加事業者は、次に定めるところにより必要書類を提出すること。

(1) 提出日時

令和7年3月25日（火）午前9時から同年4月7日（月）午後5時まで

(2) 提出書類

参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第1号）及び添付書類

(3) 提出先

米子市錦町一丁目139番地3

米子市教育委員会事務局こども施設課

電話 0859-21-8356

電子メール kodomo-shisetsu@city.yonago.lg.jp

9 参加辞退

参加表明書（兼参加資格審査申請書）等の提出の後、この公募への参加を辞退しようとするときは、参加辞退届出書（様式第4号）を提出すること。

10 その他

本事業の内容について疑義が生じた事項は、都度、甲、乙協議して定める。